

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

有利な生命保険のかけ方は

Q: 生命保険は相続対策として相続人にとって税金面とか財産分与の点で有利だと聞きました。私自身が被保険者となり保険料を支払って妻を受取人とした場合、もし、私が死んだら生命保険はどのように取り扱われますか。

A: 生命保険は、受取人が誰かによってかかる税金が違ってきます。ご質問の場合は、奥さんに相続税がかかります。

【解説】

死亡保険金を受け取った場合には、

①被保険者がだれであるか②保険料支払者がだれであるか③受取人がだれであるかによって課税関係が異なってきます。

保険料支払者	被保険者	受取人	死亡の場合 (死亡保険金)
甲	甲	甲	甲の相続人に相続税
甲	甲	乙	乙に相続税
甲	乙	甲	甲に所得税・住民税
甲	乙	乙	乙の相続人に相続税
甲	乙	丙	丙に贈与税

従って、保険金の受取人をだれに指定するかによって、税率の高い贈与税が課される場合がありますので、注意が必要です。

ご質問の場合は、相続税がかかりますが、相続税の課税対象となる生命保険金については、法定相続人の数×500万円までは非課税となります。

